個人情報保護に関する条項

本契約に基づき個人情報保護に関する条項を定める。なお、本条項において「甲」とは、 公益財団法人日本台湾交流協会　理事長 谷崎　泰明を、「乙」とは、【契約相手先】をいう。

(目的)

第１条 本条項は、乙における作業環境及び個人情報の取扱い等を明確にし、もって乙 における本契約に係る個人情報の管理に万全を期すことを目的とする。

(個人情報に関する秘密保持の義務)

第２条 乙は、作業において取得し、取り扱う個人情報(以下「当該個人情報」という。) について、本契約期間中、契約終了後の如何を問わず、その秘密保持の義務を負うとともに、あらかじめ定められた利用目的以外の目的のために利用してはならない。

(個人情報管理責任者)

第３条 乙は、当該個人情報の保護を徹底するため個人情報管理責任者を定める。

(業務従事者)

第４条 乙は、業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)全員の名簿を作成の上、

文書をもって甲に報告し承認を得るものとする。変更があった場合も同様とする。

(当該個人情報の管理等)

第５条 乙は、当該個人情報の管理に当たっては、本条項第３条に規定する個人情報管

理責任者の指定する者の監督の下、その漏えい、滅失、き損(以下「漏えい等」という。) を防止するために、当該個人情報が記録されたコンピュータ又は記録媒体へのパスワー ド設定や、外部からの不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平 成１１年法律第１２８号)第２条第４項に規定する不正アクセス行為をいう。)防止措置 を施すとともに、外部記録媒体については施錠可能な金属製のキャビネットに保管する等、乙の内部規則にも基づいて適切な方法で行う。

２ 乙は、乙の従業員の故意又は過失により当該個人情報の漏えい等の事案が発生した場 合にはその責任を負う。

(当該個人情報の複製の制限)

第６条 乙は、当該個人情報を複製する必要がある場合には、その部数を必要最小限に限る。

(再委託の制限と責任)

第７条 乙は、本契約第５条に基づいて再委託を行う場合には、再委託先について文書をもって甲に報告し承認を得るものとする。

２　乙は、本契約第５条に基づいて再委託を行う場合には、再委託の相手方にも乙が負うものと同等の義務を負わせるとともに、本条項第１０条に規定する定期的検査を受けさせるものとする。

３　乙は、再委託の相手方により当該個人情報の漏えい等又はあらかじめ定められた利用目的以外の目的のための利用が生じたときは、再委託の相手方と連帯して甲に対する責任を負うものとする。

(当該個人情報の送信等の制限)

第８条 乙は、当該個人情報の送信について、甲の許可を得た場合を除き、郵送、ファクシミリ、電子メール等漏えい等の危険性のある手段を使用してはならない。

(委託業務終了時における当該個人情報の消去等)

第９条 乙は、委託を受けた業務を終了したときには、当該個人情報を速やかに消去し、当該個人情報が記録されていた媒体を甲に返却しなければならない。

(検査)

第１０条 乙は、当該個人情報の管理の状況について、甲による検査(事前通知なしの検査を含む)を受けるものとする。

(事案発生時の措置)

第１１条 乙は、当該個人情報の漏えい等の事案が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該事案の発生した経緯、内容、被害状況等を調査し、速やかに甲に報告しなければならない。

(教育)

第１２条 個人情報管理責任者は、業務従事者に対して本条項の内容を周知徹底するために必要な教育を行う。

(違反時の措置)

第１３条 乙が前各条に規定する事項に違反した場合には、乙は、甲に対して損害賠償責 任を負う。

２ 乙が前各条に規定する事項に違反した場合には、乙は、本契約第１４条により契約を 解除されることに同意するものとする。